

ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する 省令案の概要

第152回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ボイラー及び圧力容器安全規則改正案について（諮問事項）

1 性能検査における自主的な検査結果の活用

高度な安全管理が行われていると所轄労働基準監督署長が認めたボイラー等（※）については、事業者が当該ボイラー等に行った自主検査の結果を登録性能検査機関が性能検査を行う際に活用し同じ検査項目を重ねて確認することを不要とする。

このため、当該ボイラー等については、性能検査を受けようとする事業者が登録性能検査機関等に申請する際に、自主検査の結果を明らかにする書類を提出することができるようにするもの。

※ 高度な安全管理が行われているボイラー等の要件（例えば、自主検査の基準の策定、体制の整備等が行われ、高い検査技術等を有すると認められる等新たに整備する開放検査周期12年超の認定を受ける等）は別途通達により示すこととする。

2 移動式第一種圧力容器に係る規定の整備

移動して用いる第一種圧力容器（以下「移動式第一種圧力容器」という。）については、設置報告の提出等について運用上移動式ボイラーに準じて取り扱うこととしてきた。

しかしながら、規制改革要望においてその取扱いが必ずしも明確ではないとの指摘を受けたため、これまで移動式ボイラーに準じることとしていた移動式第一種圧力容器の取扱いをボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に明示的に規定するもの。

3 施行日等

公布日：令和5年3月中旬（予定）

施行期日：令和5年4月1日

性能検査における自主的な検査結果の活用

【特定機械等の検査証】

- ✓ 特に危険な機械等である特定機械等（ボイラー、第一種圧力容器等）については、その危険性に鑑み製造段階から一貫した規制が行われ、所要の検査に合格したものには検査証を交付
- ✓ 検査証を受けていない特定機械等（有効期間の更新を受けず、有効期間経過後のものを含む）は使用してはならないとされている。

【性能検査】

- ✓ 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、登録性能検査機関（登録性能検査機関がないときなど必要と認める場合は労働基準監督署長）が行う性能検査を受けなければならない。



【現行】
登録性能検査機関等は
**全ての検査項目を自ら
確認。**

登録性能
検査機関

登録性能
検査機関

【改正】
高度な安全管理等が行われていると所轄労働
基準監督署長が認めたボイラー等（※）は、
性能検査の申請の際に自主検査の結果を提出
することを認める。

事業者

自主検査の
結果を提出

自主検査
の結果

【通達】
自主検査の結果を活用す
ることによって**登録性能
検査機関等が同じ検査項
目を重ねて確認すること
を不要とする。**

登録性能
検査機関




自主検査
の結果

※ 高度な安全管理が行われていると所轄労働基準監督署長が認めたボイラー等の要件（例えば、腐食及び磨食以外の損傷は発生しないこと、減肉速度は0.1mm以下/年程度、自主検査の基準の策定、体制の整備等が行われ、高い検査技術等を有すると認められる等新たに整備する開放検査周期12年超の認定を受ける等）は別途通達により示すこととする。

移動式第一種圧力容器に係る規定の整備

【定置式の特定機械等と移動式の特定機械等とは異なる規定】

(表中の写真等は代表的な種類・型式)

	ボイラー	第一種圧力容器	製造→使用→廃止の主な流れ	例：検査証の交付について
定置式	 <p>炉筒煙管ボイラー</p>	 <p>熱交換器</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 製造 2 構造検査、使用検査等 3 設置届 4 落成検査→<u>検査証交付</u> 5 性能検査 6 廃止 	<p>製造時のみならず、据付位置、据付工事等が適正でないと安全な使用は期待できない</p> <p>⇒ 検査証は、設置時の検査（落成検査）を行う労働基準監督署長が交付</p>
移動式	 <p>機関車用ボイラー (鉄道博物館HPより)</p>	<p>法令上、移動式の規定はない（移動式ボイラーに準じて設置報告等を提出することとしている）</p> <p>↓</p> <p>移動式の規定を整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 製造 2 構造検査、<u>使用検査等</u>→<u>検査証交付</u> 3 設置報告 4 性能検査 5 廃止 	<p>製造時の検査において安全性がチェックされており、移動して使用する都度検査を実施する必要がない</p> <p>⇒ 検査証は、製造時の検査（構造検査等）を行う登録製造時等検査機関又は都道府県労働局長が交付</p>

- 第一種圧力容器は、外部から蒸気やその他熱媒を受け入れて内部の固体や液体を加熱する等のものであり、その構造と使用条件から、定置式のものが一般的だった。
 - 移動して用いる第一種圧力容器については、通達（昭和47年12月8日付け基発第780号）によって、移動式ボイラーに準じて取り扱うこととされてきたところ。
 - 近年、可燃性一般ごみを分別せずに高温高压で処理して低環境負荷なエネルギーに転換する可搬型装置（移動式第一種圧力容器に該当）が開発されるなど新たな動向がみられる。
- ⇒ 移動式第一種圧力容器について法令上の取扱いが必ずしも明確ではないとの規制改革要望
- ⇒ 移動式第一種圧力容器として移動式ボイラーと同様の規定を整備

移動式第一種圧力容器に係る規定の整備

【移動式ボイラーの現行の規定との比較表】

	構造検査	設置報告	使用検査	検査証の再交付	掲示等	検査証の有効期間
移動式ボイラー (現行)	第5条第5項 登録製造時等検査機関は、 構造検査 に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対し ボイラー検査証 を交付する。	第11条 移動式ボイラーを設置しようとする者は、あらかじめ、 ボイラー設置報告書 にボイラー明細書及びボイラー検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定を受けた事業者については、この限りでない。	第12条第6項 登録製造時等検査機関は、 使用検査 に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対し ボイラー検査証 を交付する。	第15条第2項 ボイラーを設置している者は、ボイラー検査証を滅失し、又は損傷したときは、ボイラー検査証再交付申請書に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長（ 移動式ボイラーのボイラー検査証にあつては、当該ボイラー検査証を交付した者 ）に提出し、その再交付を受けなければならない。	第29条第5号 移動式ボイラーにあつては、ボイラー検査証又はその写を ボイラー取扱作業主任者に所持 させること。	第37条第2項 前項の規定にかかわらず、構造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式ボイラーであつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該移動式ボイラーの検査証の有効期間を構造検査又は使用検査の日から起算して 二年を超えず 、かつ、当該移動式ボイラーを設置した日から起算して 一年を超えない範囲内で延長 することができる。
移動式第一種圧力容器 (新たに規定)	第51条第5項 登録製造時等検査機関は、 構造検査 に合格した移動式第一種圧力容器について、申請者に対し 第一種圧力容器検査証 を交付する。	第56条の2 移動式第一種圧力容器を設置しようとする者は、あらかじめ、 第一種圧力容器設置報告書 に第一種圧力容器明細書及び第一種圧力容器検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。	第57条第6項 登録製造時等検査機関は、 使用検査 に合格した移動式第一種圧力容器について、申請者に対し 第一種圧力容器検査証 を交付する。	第60条第2項 第一種圧力容器を設置している者は、第一種圧力容器検査証を滅失し、又は損傷したときは、第一種圧力容器検査証再交付申請書に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長（ 移動式第一種圧力容器の第一種圧力容器検査証にあつては、当該第一種圧力容器検査証を交付した者 ）に提出し、その再交付を受けなければならない。	第66条第2項 事業者は、移動式第一種圧力容器の管理に当たつては、第一種圧力容器検査証又はその写を 第一種圧力容器取扱作業主任者に所持 させなければならない。	第72条第2項 前項の規定にかかわらず、構造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式第一種圧力容器であつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該移動式第一種圧力容器の検査証の有効期間を構造検査又は使用検査の日から起算して 二年を超えず 、かつ、当該移動式第一種圧力容器を設置した日から起算して 一年を超えない範囲内で延長 することができる。

「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

事業者による自主的な検査の導入に向け、適用可能な技術の把握やその信頼性の担保といった技術的課題、必要となる組織体制や客観性等公正さの担保といった体制的課題について、2021年度中に対応を検討し結論を得る。

「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」（令和3年度）（抜粋）

「移動式ボイラー」は、ボイラーおよび圧力容器安全規則第11条で「報告」のみで移動先での運転が可能であり、移動先ですぐに利用できる。しかしながら、「移動式圧力容器」（第一種圧力容器を移動させて使う場合）は、利用開始30日前までに、移動先の労働基準監督署長に届出をしなければならぬため機動的運用を阻害している。